

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第2項の規定により、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員は個人又は団体で、本会定款の趣旨目的に賛同し、本会が定めた入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、次の各号の賛助会費として、毎年度一口以上を納入するものとする。

- (1) 個人 年額一口 5,000円
 - (2) 団体 年額一口 10,000円
- 2 賛助会費は、賛助会員からの申し出により本会の税法上の寄付金として取り扱うことができる。
- 3 賛助会員が納入した賛助会費は、原則として返還しない。

(賛助会員の退会等)

第4条 賛助会員は、次の場合は退会したものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
 - (2) 死亡又は解散したとき
 - (3) 2か年以上賛助会費を滞納し、納入の意志がないと会長が認めたとき
- 2 会長は、賛助会員が本会の名誉を毀損し、又は趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の意見を聞きこれを除名することができる。
- 3 会長は、賛助会員が退会したとき、又は除名を行ったときは、その旨を理事会に報告する。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。

- 2 この規程の改廃は評議員会の決議によるものとする。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2. 平成2年10月18日からの「社会福祉法人京都府社会福祉協議会賛助会員規程」は廃止するが、令和3年3月31日現在において賛助会員である者は、継続してこの規程に基づく賛助会員とする。